

(一社)千葉県建築士会賛助会規定

第1条 賛助会の目的

この規定は(一社)千葉県建築士会(以下本会という)の事業を執行するにおいて、本会賛助会員の会(以下賛助会といふ)を組織して、本会事業に協賛・協力し、正会員・準会員及び賛助会員同志の情報交換交流と親睦をはかり、もって本会及び賛助会活動の円滑化、活性化に寄与することを目的とする

第2条 賛助会の組織

1. 本会の賛助会員をもって組織する
2. 本会と賛助会の円滑な運営のため、代表幹事1名・副代表幹事3名以内・幹事若干名(うち各1名を総務及び会計並びに事務担当)の役員を置く
3. 代表幹事は賛助会を代表し、事故あるときは副代表幹事が代理する
4. 総務幹事は本会事務局と連携して、賛助会の総合的企画調整を担当する
5. 会計幹事は本会からの予算金及びその他の収支会計を担当する
6. 事務幹事は総務幹事を補佐し、賛助会の会議を含む事務・記録・及びHP管理を担当する
7. 役員の任期は、原則として本会役員と合わせ、賛助会総会にて互選により選出する

第3条 賛助会の運営

1. 本会の本部事業・委員会事業の計画を賛助会役員間で協賛・協力を協議して、賛助会員に案内及び積極的な参画を依頼する
2. 本会HP賛助会バナーを活用して、賛助会の活動及び賛助会員名簿等を掲載する
3. 賛助会員同士の交流・親睦を計画し、本会入会のメリットをはかる
4. 賛助会組織運営上の連絡通信費、会議経費は本会からの予算使用とするが、その他会議及び本会の協賛以外の独自事業費、ならびに本会広告費等の別途既定される費用を負担する
5. 本会に登録された同好会等のサークル活動の窓口として、情報発信を行う

第4条 賛助会の会議

1. 賛助会の全体会議を総会とし、本会の総会と同じ会場、日程で開催する
2. 賛助会の運営のため、適宜に役員会を開催する。欠席する場合は、代理人を通知して委任することができる
3. 前各項とも会議の招集と議長は代表幹事が行う
4. その他会議の細部規定は本会に準ずる

第5条 規定の変更

本規定は、本会会長と相談し、役員会で変更することができる

第6条 その他

本規定に定めなき場合は賛助会役員と協議し、本会会長が別に定める

この規定は平成28年6月7日より施行する

この規定は平成29年5月25日より施行する

この規定は令和元年5月23日より施行する

この規定は令和元年12月4日より施行する